

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人上十三広域農業振興会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を青森県十和田市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、十和田市、三沢市及び上北郡の区域（以下「上十三地域」という。）における農業・農村の活性化を図るため、次条に掲げる事業を行うことにより、農業経営の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野菜生産農家が県外へ出荷する野菜の検査格付、出荷調整を図るための保管及びパッケージ作業等に関する事業
- (2) 農業・農村関連情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 食育・県産農畜産物の理解促進に関する事業
- (4) その他目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次に掲げるものとする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した市町村、農業協同組合ならびに農業協同組合連合会。
- (2) 特別会員 本会に功労のあったものまたは学識経験者で総会において推せんされたもの。

(会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 上十三地域をその地区とする農業協同組合
- (2) 青森県内に事務所を有する農業協同組合連合会
- (3) 上十三地域の市町村

(預かり出資金)

第7条 正会員は預かり出資金1口以上を有しなければならない。

2. 預かり出資金1口の金額は1万円とする。
3. 預かり出資金は現金をもって各口につき金額を払込むものとする。
ただし、理事会の承認を得て分割払込みすることができる。
4. 会員は預かり出資金の払込みについて相殺をもって、本会に対抗することができない。

(入 会)

第8条 本会の会員になろうとする者は所定の加入申込書に次に掲げる書類を添付し、本会に提出して理事会の承認を受けなければならない。

ただし、市町村が会員になろうとする場合には次に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 定款
 - (2) 加入についての総会議事録の抄本
 - (3) 代表者の氏名および住所を記載した書面
2. 本会は前項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもって、その旨を加入申込者に通知し、会員名簿に記載するものとする。

(届 出)

第9条 会員は前条第1項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったときは、すみやかにその旨を書面で本会に届出なければならない。

(脱退者に対する預かり出資金の返還および負担金等の不返還)

第10条 本会は会員が脱退し、預かり出資金の払戻しの請求があったときは、預かり出資金を返還するものとする。

2. 本会は脱退した会員が本会に対して支払うべき債務があるときは、前項の規定により返還すべき額と相殺することができる。
3. 情報事業の既納の負担金および他拠出金品は、これを返還しないものとする。

(会員の脱会)

第11条 会員は、次の各号の1に該当する場合には脱退する。

- (1) 退会の届出があったとき
- (2) 解散したとき
- (3) 除名されたとき

2. 会員は、本会を脱会しようとするときおよび会員が解散したときは、その脱会または解散についての総会議事録の抄本を添付して、その旨を書面をもって本会に届出なければならない。

ただし、市町村が本会を脱退しようとするときは、総会議事録の抄本の添付を要しない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の1に該当するときは総会の決議によりこれを除名することができる。

この場合には総会の会日の10日前までに書面をもってその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 定款に違反するような行為をしたとき
- (2) 会員としての義務履行を怠ったとき
- (3) 本会の事業を妨げる行為または本会の信用を失わせるような行為をしたとき

第3章 役員および職員

(役 員)

第13条 本会に次の役員をおく。

理 事 6人以上8人以内

監 事 3人

2. 理事は理事会において会長1人、副会長1人を互選する。

(役員を選任)

第14条 役員は会員の役職員または学識経験者のうちから総会において選任する。

2. 理事および監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代理する。

3. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4. 監事は次の職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は青森県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は選任後2年以内の最終決算期に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

3. 任期満了または辞任によって退任した役員は後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(資格喪失による失職)

第17条 役員は、本会の役員たる資格を失ったとき、またはその会員が脱退したときは、その職を失う。

(職員)

第18条 本会の事務を処理させるため職員若干名をおく。

2. 職員は会長が任免する。

第4章 総会および理事会

(総会の招集)

第19条 総会は通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎事業年度1回4月または5月に開催し、臨時総会は必要の都度開催する。

2. 総会は民法第59条の規定により監事が招集する場合を除き会長が招集する。

3. 会員総数の5分の1以上から総会の目的たる事項を示して招集の請求があったときは、20日以内にその総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は少なくとも10日前までに総会の目的たる事項、日時および場所を示して書面をもって会員に通知するものとする。

(総会の議決事項)

第20条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の設定および変更

(3) 毎事業年度の事業計画および収支予算の決定ならびに変更

(4) 借入金最高限度額

(5) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記及び損益計算書

(6) 役員を選任

- (7) 解散
- (8) 会員の除名
- (9) その他本会の運営に関する重要な事項

(開会の条件および議決方法)

第21条 総会は、会員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。

この場合において第23条規定により書面または代理人をもって議決を行なう者はこれを出席者とみなす。

- 2. 前項の規定する会員の出席がないときは会長は20日以内にさらに総会を招集しなければならない。

この場合には、前項の規定にかかわらず議事を開いて議決することができる。

- 3. 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。
- 4. 総会の議長は総会において出席した会員の中から選任する。
- 5. 議長は会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第22条 次に掲げる事項は前条第3項の規定にかかわらず総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 除名
- (3) 解散

(書面または代理議決)

第23条 総会では第19条第4項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき書面または代理人をもって議決を行なうことができる。

- 2. 前項の書面は総会の会日の前日までに本会に提出しなければならない。
- 3. 代理人は代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4. 代理人は5人以上の会員を代理することができない。

(議事録の作成)

第24条 総会の議事については、議事の経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、議長および出席した理事ならびに総会において選出された議事録署名者2名以上がこれを署名押印するものとする。

(理事会の招集、議決方法、代理議決および議事録)

第25条 理事会は会長が招集する。

2. 理事会は理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数がこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 会長は理事会の議長となる。
4. 議長は理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。
5. 理事会はあらかじめ通知のあった事項につき代理人をもって議決することができる。この代理人を出席とみなす。
6. 理事会の議事については、議事の経過の要領および結果を記載した議事録を作成し、出席した理事がこれに署名または記名押印するものとする。

(理事会の議決事項)

第26条 次に掲げる事項は理事会においてこれを決する。

- (1) 業務の執行方針に関する事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 諸規定の設定変更または廃止に関する事項
- (4) 前項に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は基本財産および通常財産の二種をもって構成する。

2. 基本財産
 - (1) 設置当初の財産目録記載の財産
 - (2) 預かり出資金
 - (3) 補助金
3. 通常財産
 - (1) 事業に伴う収入
 - (2) 資産から生ずる収入
 - (3) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は理事会の議決にもとづいて会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第29条 本会の運営に要する経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 残余財産の処分

(残余財産の処分)

第31条 本会が解散した場合における残余財産の処分については、その債務の弁済の後、会員の預かり出資金額を限度として払戻しをするものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第32条 この定款の施行について必要な事項は、この定めたものを除いて理事会が定める規定による。

附 則

1. 昭和47年12月11日認可
2. 平成6年8月3日変更認可
3. 平成12年6月28日変更認可
4. 平成20年6月27日変更認可
5. 平成22年4月1日変更認可
5. 平成23年3月18日変更認可

役員名簿

平成23年5月17日

| 役職名 | 氏名 | 所属 | 摘要 |
|-----|-------|-----------------------|----|
| 理事 | 小山田 久 | 十和田市長 | 留任 |
| 理事 | 種市 一正 | 三沢市長 | 留任 |
| 理事 | 小又 勉 | 七戸町長 | 留任 |
| 理事 | 成田 隆 | おいらせ町長 | 留任 |
| 理事 | 藤村 義美 | J A全農あおもり 県本部長 | 留任 |
| 理事 | 程川 節男 | J A十和田おいらせ 代表理事組合長 | 留任 |
| 理事 | 酒井 一由 | J Aゆうき青森 代表理事専務 | 留任 |
| 理事 | 根岸 金雄 | J Aおいらせ 代表理事組合長 | 留任 |
| 監事 | 斗賀 壽一 | 東北町長 | 留任 |
| 監事 | 吉田 豊 | 六戸町長 | 留任 |
| 監事 | 成田 國雄 | J A十和田おいらせ 代表理事専務 | 留任 |

以上 理事 8名
監事 3名